

## 職業紹介優良事業者認定制度

### FAQ（よくある質問）

#### 申請手続きについて

質問1：申請受付期間はいつ頃ですか？

回答：今年度の申請受付は、下記の通りです。

1月15日（木）～2月6日（金）

質問2：来年度の申請受付はいつ頃になりますか？

回答：来年度は、現在のところ未定です。

質問3：優良派遣事業者の認定申請中ですが、同じ審査認定機関に申請することができますか？

回答：職業紹介優良事業者認定制度の指定審査機関（中部評価センター、社会保険労務士法人すばる）であれば、差支えありません。

質問4：複数の審査認定機関に一度に申請することはできますか？

回答：複数の審査認定機関に同時に申請することはできません。

質問5：認定審査申請書の押捺印は実印でないといけませんか？

回答：認定審査申請書は誓約書を兼ねているので、実印(代表者印)を押捺ください。

質問6：事業者向け説明会はありますか？

回答：今年度の説明会は全て終了いたしました。

#### 自主点検表について

質問7：自主点検表の申請事業主欄の印鑑は、実印でないといけませんか？

回答：実印（代表者印）が望ましいですが、認印（角印、社印等）でも構いません。

質問8：申請必要条件1（イ）の「職業紹介事業としての売上げ実績（手数料収入）が、毎期350万円以上」は、全社合計でよいのですか？

回答：有料職業紹介事業の許可番号取得事業所毎に、毎年4月に労働局へ提出している事

業報告書（全拠点分）の収入状況欄の手数料を合計して算出してください。

質問 9：申請必要条件 2（ロ）に「直近 3 年間に於いて、2 期連続赤字決算がない」とありますが、3 年前と 1 年前が赤字で 2 年前のみが黒字です。申請必要条件を満たしていますか？

回答：2 期連続赤字でない限り、申請必要条件を満たしています。

質問 10：申請必要条件 2（ロ）に「(兼業事業を含む納税申告ベース)」とありますが、納税していなければならないのですか？

回答：直近 3 年間で税金を納めていない年がある場合は、税務署に提出した損益計算書で確認します。

質問 11：審査時点では実施・運用・作成できていない項目については、今後の方針を説明することでもよいでしょうか？

回答：審査時点（実地審査）で実施・運用・作成されていなければ基準を満たしていると認められません。

質問 12：確認資料を事前に審査認定機関に送付しなければいけませんか？

回答：審査の際に確認しますので、事前送付は不要です。審査がスムーズに終わられるよう、項目ごとに関係する確認資料をすぐに提示できるよう、ご準備ください。

質問 13：守秘義務や個人情報保護の関係で、個人（求人者）を特定できるような確認資料や記録の提示は出来ないと思いますが、どのように行えばいいですか？

回答：求職者（求人者）の氏名、住所、連絡先などをマスキング（塗りつぶし等）するなど守秘義務や個人情報保護に抵触しないように措置した上で、提示ください。確認資料は原則として審査員が、持ち帰ることはありません。

質問 14：自主点検表の項目は全て満たしていないとだめですか？

回答：申請必要条件を除くと、有料紹介所の場合、審査項目は全部で 78 項目あります。必須項目（11 項目）はすべて満たしていなければなりません。他の項目は、一定水準以上を満たしていればよいとされています。以下が合格基準です。

有料紹介事業者

A ■ 必須項目 11 項目 すべて満たしていることが必要

B ■ 基本項目 50 項目 1 項目につき 1 点、満点 50 点、合格ライン 43 点以上

■ 加点項目 17 項目 1 項目につき 2 点、満点 34 点

C ■ 基本項目プラス加点項目 満点 84 点 合格ライン 70 点以上  
合格基準 A, B, C の全てを満たしていること。

無料紹介事業者

A ■ 必須項目 10 項目 すべて満たしていることが必要

B ■ 基本項目 48 項目 1 項目につき 1 点、満点 48 点、合格ライン 41 点以上

■ 加点項目 15 項目 1 項目につき 2 点、満点 30 点、

C ■ 基本項目プラス加点項目 満点 78 点 合格ライン 65 点以上

合格基準 A, B, C の全てを満たしていること。

※審査の過程において虚偽の申告がなされたり、その他優良事業者に対応しくない事実があったりした場合は、合格基準を満たしていても認定されないことがあるのでご留意下さい。

質問 15 : 「自主点検表」は各審査機関で共通ですか？

回答 : 共通です。

質問 16 : 実地審査をする場所は本社ですか？

回答 : 原則として職業紹介事業の主たる事業所(拠点)において実施します。貸し会議室等外部施設の利用は、情報管理の観点から認められません。

質問 17 : 確認資料は、何件くらい用意すればよいでしょうか？

回答 : 審査項目により異なりますが、相談記録や求職申込書等の複数存在するものは原則として数件(2~3 件程度)で確認することを想定しています(追加で資料の提示を求める場合もあります)。但し、求人票は、審査員がランダム(無作為抽出)に資料の提出を求めることがありますのでご承知おきください。

質問 18 : 社内規定などの制定が求められている場合、単に当該規定を提示すればよいのでしょうか？

回答 : その規定が、申請事業者の正式な社内規定として位置づけられ、現に運用されていることが必要です。(制定が直近の場合などは、取締役会決議、稟議決裁等がなされているか確認させていただきます)